

## (総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書及び仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の契約期間内に履行し、甲は、その請負代金を支払うものとする。この場合において、契約期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。
- 8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第3条 乙は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (業務従事員)

- 第4条 乙は、常に委託業務に支障を来さないよう人員を確保しなければならない。
- 2 業務従事員は、委託業務を遂行するに当たり、支障が生じたとき、及び機械機器等の設備の管理上異常が認められたときは、些細なことでも敏速に甲に連絡し、その指示を受けなければならない。

## (不適格者の措置)

- 第5条 甲は、委託業務の実施又は管理監督につき、著しく不適格者と認められる業務従事員があるときは、その理由を明示して、乙に対し勧告又は交代を求めることができる。

## (建物等の使用等)

- 第6条 乙は、甲の承諾を得て建物又は附属施設、設備等を使用することができる。ただし、甲の承諾を得ないで、修繕又は模様替えをし、若しくは自己の設備等を取り付けて使用することはできない。

## (契約保証金)

- 第7条 乙は、この契約による債務の不履行によって生じる甲の損害を填補するため、委託料の10分の1以上の契約保証金を甲に納入しなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 甲は、契約期間満了後全ての業務の検査が合格したとき又は第23条若しくは第24条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙の請求により、30日以内に契約保証金を返還する。
- 3 契約保証金は、利息を付さないものとする。

## (貸与資料の保管義務)

- 第8条 甲は、乙が業務を実施するに当たり甲の資料が必要な場合は、これを貸与するものとする。
- 2 乙は、前項により貸与された資料を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、業務実施中でも甲の請求があれば速やかに貸与資料を返還しなければならない。また業務が完了した時は、甲の請求にかかわらず、速やかに返還すること。
- 4 第2項の規定にかかわらず、その注意を怠ったことにより生ずる損害は、乙が責めを負うものとする。

(貸与資料の複写及び複製の禁止)

第9条 乙は、この業務に係る貸与資料を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査及び報告)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の実施状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(仕様書等不適合の場合の修正義務)

第11条 乙は、委託業務が仕様書又は図面等に適合しない場合には、甲に報告しなければならない。この場合において、乙は、契約金額の増額又は契約期間の延長を請求することができない。

2 前項の報告があったときは、甲は直ちに訂正し、その旨を乙に通知する。

(委託業務内容の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第12条の2 契約締結後において、天災地変その他不測の事態に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議の上、契約金額、履行期間その他の契約内容の変更を請求することができる。

(一般的損害等)

第12条の3 この契約の履行に関して発生した損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(火災保険その他の保険等により、填補された部分を除く。)のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第12条の4 業務の施行に伴い第三者に損害を与えたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(火災保険その他の保険等により、填補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(業務責任者)

第13条 乙は、業務履行の管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

2 業務責任者は業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

(施設、物品等保全の義務)

第14条 乙は、委託業務の実施に当たって、甲の建物、工作物その他の物品を善良な管理者としての注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、委託業務実施中において、甲の建物、工作物その他の物品に破損又は異常の事実若しくはそのおそれのあるものを発見したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(履行期間の延長)

第15条 乙は、その責に帰すことができない理由、その他正当な理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議のうえ定める。

(完了の確認等)

第16条 乙は、委託業務を完了したときは、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、日々履行することとされている業務の履行に係る業務完了報告書を月ごとに提出しなければならない。

3 甲は、前2項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に完了の確認するものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、委託業務の実施に当たり、乙の責任に帰すべき理由によって、甲の建物、工作物その他の物品に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負う。

2 乙は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲がその責めを負う。

(委託料の支払い)

第18条 乙は、第16条第3項の規定による業務完了の確認後、甲に請求書を提出するものとする。ただし、第16条第2項による完了を確認した場合は、当該月分の履行に係る代金を毎月1回翌月初日以降に甲に対して請求することができる。

2 甲は、乙が業務を履行したことを確認した後、乙の請求書を受領した日から起算して、30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第19条 甲は、業務内容に適合しないものがあるときは、乙に対して、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第20条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、契約期間全体の総額（甲が分割して履行しても支障がないと認めた既済部分を除く。）につき遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第18条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく財務大臣の告示により当該支払金額の請求が甲に到達した日において適用される割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を甲に請求することができる。

(甲の催告による解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 指定期日内に業務を完了しないとき又は指定期日後相当の期間内に完了する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 正当な理由なく、第19条第1項の履行の追完等がなされるとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第21条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思

を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第24条に規定する事由によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約期間全体の総額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

4 前2条の規定により契約を解除した場合又は第2項各号に掲げる者により契約が解除された場合において、契約の解除が契約期間後に行われたときは、甲は、契約期間の翌日から解除の日（乙の申出に基づく場合は、その書面が甲に到達した日）までの日数に応じ、乙から遅延違約金を徴収する。この場合において、遅延違約金の額は、第20条第2項の規定を準用する。

（協議解除）

第23条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により、契約金額が3分の2以上減少するとき。
- (2) 第12条の規定による業務の中止期間が引き続き3月を超えたとき。
- (3) 甲の責めにより業務を完了することが不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除等に伴う措置)

第25条 契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合(以下「契約が解除された場合等」という。)において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 乙は、この契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去(甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、第21条、第21条の2又は第22条第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第23条又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(賠償の予約)

第26条 乙は、この契約に関して、第21条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第21条の2第10号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合

(2) 第21条の2第11号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金の徴収)

第27条 乙が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、支払金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に定める率を乗じて計算した利息を徴収する。

(履行遅滞の場合の違約金)

第28条 乙の責めに帰する理由により履行期間内に受託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあるときは、甲は、乙から違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から出来高相当分の委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払いを請求することができる。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第18条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払いを請求することができる。

(その他)

第29条 乙は、この契約条項のほか、柳泉園組合契約事務規則を遵守するものとする。

(補則)

第30条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定める。

上記契約の証として、本証書2通を作成して、甲乙各1通を保有する。